

# 第2回みちづくり委員会開催される!



第2回委員会の模様

十一月三日文化の日、第二回大手前通りみちづくり委員会が開催され、街路樹・歩道の舗装材・スポット(小公園)等の整備について話し合いが行われました。前回同様、さかんな意見交換が行われました。最終である第三回委員会は年末もしくは来年一月に開かれる予定です。

大手前通りみちだより

No.17

発行所

松江県土整備事務所  
Tel.0852(32)5755

松江市役所都市計画部  
都市計画課  
Tel.0852(55)5380

## 委員会での検討結果

- 街路樹…なんじゃもんじゃ(ヒツバタゴ)がふさわしい
- 歩道の舗装材…自然石平板(みかげ石)、色は彩度を抑えたほうがよい
- スポット(小公園)整備…沿線から出土した石材を利用、歴史を伝える看板を設置

### 〈街路樹〉なんじゃもんじゃ

松江城二の丸に植栽され、5月には真っ白な花が咲きます。松江のなんじゃもんじゃは、故 杉坂治さんが韓国光州市で自生樹から採種し育てた苗木を故郷松江市へ寄贈したものです。日本国内のものより花びらが長く繊細で、ふさふさとした花に覆われた樹形の美しさは格別のものがあります。

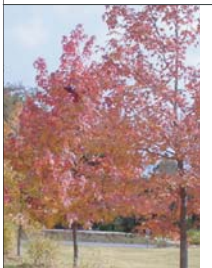


決定事項に基づいたイメージ図 (CG)

〈歩道の舗装材〉自然石平板(みかげ石) 彩度を抑えた色

### その他ご意見

- みちの活かし方について
- ・イルミネーションやイベントに活用してみてはどうか。
- 樹木・木陰について
- ・休憩などを取るのに木陰があるとよいのでは。
  - ・植樹を児童たちと行ったりできるのでは？



“大手前通りみちだより” はみちづくりに関する最新の情報をお届けします!

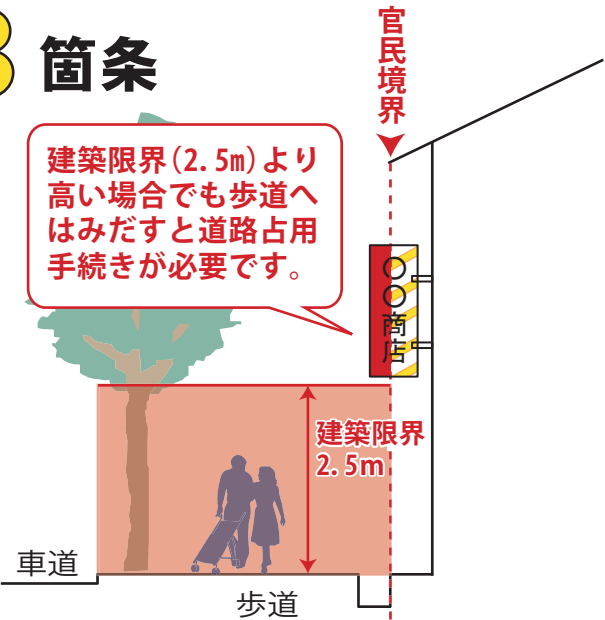
歩道側に

## 看板を設置する際のポイント 3 箇条

1. 看板を設置する際は道路占用手続きが必要となります。(歩道側へはみだしそうな時)
2. 松江市への屋外広告許可申請が必要です。
3. 建築限界は歩道面より2.5mまでです。

建築限界とは、道路上で車輛や歩行者の交通の安全を確保するために、障害となる物を置いてはいけなく、ある一定の幅・高さの範囲のことです。(歩道の場合2.5mとなっております。)

ご質問等ございましたら松江県土整備事務所維持管理部管理グループまでお問い合わせください。



## 新店舗にて開店しました! -米子町編-

移転が進むなか、新しい店舗が続々とオープンしています。今後みなさまにお知らせいたします。

### ヤマサキフルーツ様

#### 営業案内

ヤマサキフルーツ (フルーツ専門店)  
 営業時間 9:00~18:30  
 定休日 日曜日  
 (但し年末・お盆の日曜日は営業します)

#### 地図



#### 新店舗情報

8月30日より新しい店舗で営業しております。以前は駐車場が離れていましたが、新店舗のすぐ前に駐車スペース(2台)を設けております。お歳暮・ご進物・果物カゴなどうけたまわります。どうぞお気軽におでかけください。



#### ● 用地補償に関するお問い合わせ

松江県土整備事務所 用地第3グループ  
 TEL0852(32)5692

#### ● 設計工事に関するお問い合わせ

松江県土整備事務所 都市整備グループ  
 TEL0852(32)5755

#### ● まちづくりに関するお問い合わせ

松江市役所 都市計画部 都市計画課  
 TEL0852(55)5380

#### 編集スタッフより



“大手前通りみちだより”に関するご意見をお寄せください。みなさまに喜んでお読みいただける紙面づくりを心がけています。だよりは、インターネットでもご覧いただけます。

アドレス [http://www.pref.shimane.jp/section/matsue\\_kendo/jyouzan.html](http://www.pref.shimane.jp/section/matsue_kendo/jyouzan.html)